

●香川県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年香川県告示第143号高松広域都市計画下水道事業香川町流域関連公共下水道、平成16年香川県告示第472号高松広域都市計画下水道事業高松公共下水道及び平成16年香川県告示第473号高松広域都市計画下水道事業国分寺町流域関連公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月30日

香川県知事 真鍋武紀

1 施行者の名称

高松市

2 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画下水道事業 高松市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

平成5年9月3日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和50年香川県告示第283号、昭和51年香川県告示第8号、昭和56年香川県告示第24号、昭和59年香川県告示第898号、昭和62年香川県告示第351号、平成元年香川県告示第181号、平成元年香川県告示第1058号、平成3年香川県告示第782号、平成4年香川県告示第137号、平成5年香川県告示第854号及び第954号、平成6年香川県告示第183号、平成8年香川県告示第796号、平成9年香川県告示第609号、平成10年香川県告示第507号、平成13年香川県告示第196号、平成14年香川県告示第45号、平成14年香川県告示第702号、平成15年香川県告示第143号、平成15年香川県告示第539号、平成16年香川県告示第472号、平成16年香川県告示第473号の事業地の全てを削除し、香川県高松市瀬戸内町、浜ノ町、西宝町1丁目、茜町、西町、郷東町字新開及び香西本町の各一部の区域を加える。

(2) 使用の部分

昭和50年香川県告示第283号、昭和51年香川県告示第38号、昭和56年香川県告示第24号、昭和59年香川県告示第898号、昭和62年香川県告示第351号、平成元年香川県告示第181号、平成元年香川県告示第1058号、平成4年香川県告示第137号、平成5年香川県告示第854号、平成8年香川県告示第796号、平成13年香川県告示第196号、平成14年香川県告示第45号、平成14年香川県告示第702号、平成15年香川県告示第539号、平成16年香川県告示第472号の事業地のうち、高松市瀬戸内町、浜ノ町、西宝町1丁目、茜町、西町、郷東町字新開及び香西本町の各一部の区域を削除し、香川県高松市国分寺町国分字旦々原、西山、原、上所、新開、子鳥、沖原、里、中下所、端岡及び野間、国分寺町新居字川西、上中筋、太谷（山）、西谷、下中筋、坂川、本村、太谷、橋岡、下向田、上向田及び野末、国分寺町新名字下沖、上沖、下新名、下所、北川向、南川向、上所、下所、中新名、中所、松原池、南新居及び南原、柏原字石仏及び一里山、国分寺町福家字福家、楠井及び中福字、香川町大野字下川原、字中坪、字北龜井、字下中津、字前川原、字龜井、字雪元、字小箱、字舟岡、字北口、字三軒屋、字王子、字墓堂、字本村、字東原、字下所、字柚ノ木及び字山下、香川町寺井字南原及び字池尻、香川町浅野字西舟岡、字東舟岡、字平池、字下浅野、字大下、字下川原、字石樋、字向原、字上川原、字後

端子、字下久保、字上久保、字大塚、字上浅野、字官裏、字下万塚、字上万塚、字下荒、字坂下、字安西荒、字籠池、字高須、字西荒、字伽羅土、字西立石、字東立石、字油山、字横岡及び字南横岡、香川町字山脇、字西立満、字東立満、字高須、字梅ヶ井、字鴨島、字利兼、字中村、字東新開及び字清谷、香川町川東上字漆原、字須賀、字広田、字平松、字油山、字大春日、字末角、字井手縁、字馬背、字林ヶ内、字山ノ上及び字下芦脇並びに香川町字河内原字西原、字来善を加える。